

第1回鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会 議事録  
(対象施設：県立生涯学習センター)

- 1 日時 令和5年6月6日(火) 午前10時から午前11時まで  
2 会場 鳥取県立生涯学習センター 中研修室2  
3 出席者 岩田委員、太田垣委員、佐々木委員、高田委員、林委員  
社会教育課 西尾課長、上村課長補佐、岡本係長、尾崎

4 概要

(1) 会議の開催

施設担当委員5名中5名の出席により定足数を満たし、会議が成立。

(2) 委員長の互選

自薦、他薦はなく、事務局推薦の岩田委員長、高田副委員長が選任された。

(3) 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)指定管理者募集要項(案)について

事務局>施設の設置目的をはじめ要項、仕様書、審査表など資料の構成、任意記載内容(生涯学習の振興に係る事業など)等について概要を説明。

(概要説明に質問なし)

委員長>要項案に対する意見について事務局から特に意見をお願いしたい点があれば説明していただきたい。

事務局>特に御意見をいただきたい点が4つある。第一に、開館時間と休館日について。前回の募集要項では現状の開館時間より時間を短くしたり、休館日を多く設定しないこととしていたが、案のとおり制限はかけず指定管理者に提案させるとしたことについて御意見をいただきたい。

第二に、添付資料として追加すべき情報がないか御意見願いたい。

第三に、組織及び人員配置について、職員の配置に過不足が無いか、御意見願いたい。

第四に、審査表の審査項目の適否、項目ごとの点数配分の適否について御意見願いたい。

委員長>それでは個別に意見をいただきたいと思う。まずは開館時間と休館日について御意見をいただきたい。

委員>休館日が増えて、例えば何曜日が休みになると、そこで定期的な施設利用を行っている方に影響が出ることを考慮しなければならない。

事務局>従来サービスの水準の維持は盛り込んでおいた方が良いか。

委員>前回ほどガチガチの制限でなくて良いだろうが、なるべく現状に近い水準を保ちつつ、ある程度裁量を認めるような記載にした方が良い。

事務局>基本として現状のレベルはできるだけ落とさない範囲で検討することというような表現で良いか。

委員>現状が基本だが、利用者が少ない月などに休館日を設けるなどという提案もあり得るような表現にすればよい。

事務局>現状のサービス水準を維持しつつ変更が認められるような記載を検討したい。

委員>注記的な感じで書いておけばよい。

事務局>文言を検討し、後程メールにより委員の皆様に対応案を提示させていただき、問題なければ委員会の承認をいただけたという形を執らせていただいても良いか。

委員>それで良い。

委員長>次に添付資料の追加について意見はないか。

委員>ここは昭和54年開館ということでかなり古い建物だが、今までに耐震など大規模な改修を行ったということがあればそういう状況も追記しておいたほうが応募者も安心するのではないか。

事務局>50万円未満の修繕は指定管理者が行うが、50万円以上の県の維持修繕工事の実績から委員の御意見の趣旨にあった工事を拾って追記させていただく。

委員>これからの計画で分かっているものもあるか。

事務局>長寿命化計画というものを作成している。大規模な工事が入ると施設の利用が制限され

ることもあるので、これまでの安全面を担保するような大規模改修と今後見込まれる次期指定期間の工事についても記載させていただく。

委員>今後のトラブルを防ぐためにも（将来的見込みも）記載しておいた方が良い。

委員長>他にはないか。

委員>資料3の収支状況について一般会計と特別会計の分けの説明が必要かと思う。また収支差額の欄を設けることも必要。加えてコロナ前の状況も分かるように過去の実績を加えてはどうか。

事務局>平成30年度の実績を加えさせていただきたい。

委員>コロナによる減収分について指定管理料を加算したりしたことはないか。

事務局>キャンセル分の補填などを行った。

委員>それも注記しておいた方が良い。特別な状況での補填分収入が通常の収入と勘違いされてはいけない。

委員長>続いて人員配置について意見はあるか。

委員>今、色々な状況でICTを使うようになってきているのだが、そういった場面で機器の利用方法の支援などがしてもらえるとありがたい。

委員>人員を必置するのは難しいだろうが、そういった支援ができると望ましいとか、DXに対応できるように努めることなど、人員のスキルアップで対応してもらおうとかということは方法としてあるのではないか。有資格者を求めるのではなく、そういった人材を育てて行って欲しいという項目を加えるのはありではないか。

事務局>（ICT活用の）支援と人材の育成に努めるといった追記でよいか。

委員>そういったことを記載しておけば、応募者もそういった人材を配置すると提案してくれば点数を上げれば良い。明示しないと応募者も考えないので。

委員>DX推進の時代の流れもあるし。

委員長>続いて審査表についてだが、選定基準は条例で決まっているということですが、今までもこれでやってきたのか。

事務局>（前回H31～R5分をベースに）再点検したが、要項との対比も問題ないし、配点の配分も生涯学習の振興という施設の設置目的を選定基準の2や6で評価するようにして重きを置いている。

委員>確認だが、管理運営実績評価は最初から決まっているのか。

事務局>説明を漏らしていたが、管理運営実績評価は現行の指定管理者の管理運営状況の評価するもの。指定管理期間の4年度目である昨年度に（前期の）本委員会により管理運営状況の評価を行っており点数は決定している。

委員>では現在の指定管理者が応募してきたら点数が加点されるが、それ以外の者は加点なしということでしょうか。

事務局>その通り。

委員>（現行の指定管理者は）良い実績があれば評価されるし、そうでなければ減点されると。

事務局>点数の考え方は審査表の次のページから記載している。

委員長>環境配慮の項目のKESとは何か。

事務局>環境マネジメントシステムの認証組織。県庁は以前ISO14001の認証を受けていたが、現在はTEASという環境管理システムを導入している。

委員長>それでは要項等全般について意見はないか。

委員>先程50万円未満の修繕は指定管理者が行うとあったがどこかに記載があるのか。

事務局>要項の5の責任分担に明記している。

委員>キャンセル料はどうなっているか。

事務局>キャンセル料はとっているが、その扱いは要項等には記載していない。指定管理者が内規で定めている。

委員>それは条例等で定まっているのか。

事務局>条例等県の規程には記載はない。

委員>前回のコロナの時は、キャンセル料を利用者から取るのを止めて県が相当額を指定管理者に負担していたはず。

**事務局**>キャンセル料については要項資料の料金表の部分にキャンセルの時の取扱いを定めている。

**委員**>指定管理料に光熱費を含んでないとあるが追加説明をお願いしたい。

**事務局**>要項の4に指定管理料の記載がある。総額の予算が提示してあるが、そこには施設の維持管理に係る燃料・光熱水費は含まないとの付記がある。近年、燃料・光熱費が高騰を続けておりその部分については状況により県側の積算になるが別途支払いをする旨を盛り込んでいる。県の指定管理施設共通の対応である。

**委員長**>その他には何かあるか。では要項の開館時間、休館日についての追記（サービス水準の維持）、添付資料8の修繕実績に県が直営で行った修繕工事の実績及び今後の計画の追記などの宿題が出たが検討結果をまたメールで良いので委員に確認してもらいたい。

**事務局**>慎重な御審議に感謝申し上げます。今後6月中に募集を開始し、次の審査会を8月中旬に予定している。また日程調整をさせていただくのでよろしくをお願いしたい。以上をもって鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会を閉会する。

以 上